

2 書類の届出に関すること

厚生労働大臣が定める様式

指定の申請や
変更の届出様式
が変わります！



介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等については、
介護保険法施行規則が改正され、**令和6年4月1日**より、
厚生労働大臣が定める様式により行うものとされました。

当該様式についても、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式
(令和5年12月19日厚生労働省告示第331号) において示されています。

指定の申請

別紙様式第二号（一）

別紙様式第二号（一）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定申請書

年 月 日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請書 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		法人番号				
名 称						
主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村		
連絡先		電話番号 (内線)	FAX番号			
法人等の種類						
代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ氏名	生年月日		
代表者の住所		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村		
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時にレ <input type="checkbox"/>						
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請を定める事業の開始予定年月日	種 式
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(一)(二)
		認知症対応型通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(三)(四)
		小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(五)
		認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(六)
		地域密着型特定施設入居者生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(七)
		地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(八)
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(九)
		複合型サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十)
		地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十一)
		居宅介護支援事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十二)
		介護予防支援事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十三)
	介護予防認知症対応型通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十四)	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十五)	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護職二(十六)	
介護保険事業所番号		※指定又は内定を受けている場合				
医療機関コード等		※申請書提出後に指定を受けている場合				

指定の更新申請

別紙様式第二号（二）

別紙様式第二号（二）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請書 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		法人番号			
名 称					
主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村	
連絡先		電話番号 (内線)	FAX番号		
代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ氏名	生年月日	
代表者の住所		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村	
事業等の種類		介護保険事業所番号			
指定有効期間満了日					
フリガナ					
名 称					
所在地		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村	
当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
フリガナ					
名 称					
主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村	
フリガナ					
氏 名		生年月日			
住 所		(郵便番号 -)	都 道 府 県	市 区 町 村	

- 備考
- 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 - 様式右上の申請書の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や郵便番号を添付することも可能です。
 - 電子申請提出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
 - 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

様式の掲載場所について

- 袖ヶ浦市ホームページからの検索方法
 1. キーワード検索
 2. くらし・手続き→福祉→高齢者福祉→関連情報－施設
 3. 市役所の組織と仕事→福祉部・介護保険課→関連情報－申請・届出
- 指定更新・変更・廃止・休止・再開の場合
地域密着型サービス事業所等の指定等について
- 加算・減算の場合
地域密着型サービス事業所等の体制加算の届出等について

電子申請・届出システムの 開始時期について

袖ヶ浦の
ケは大きいケ

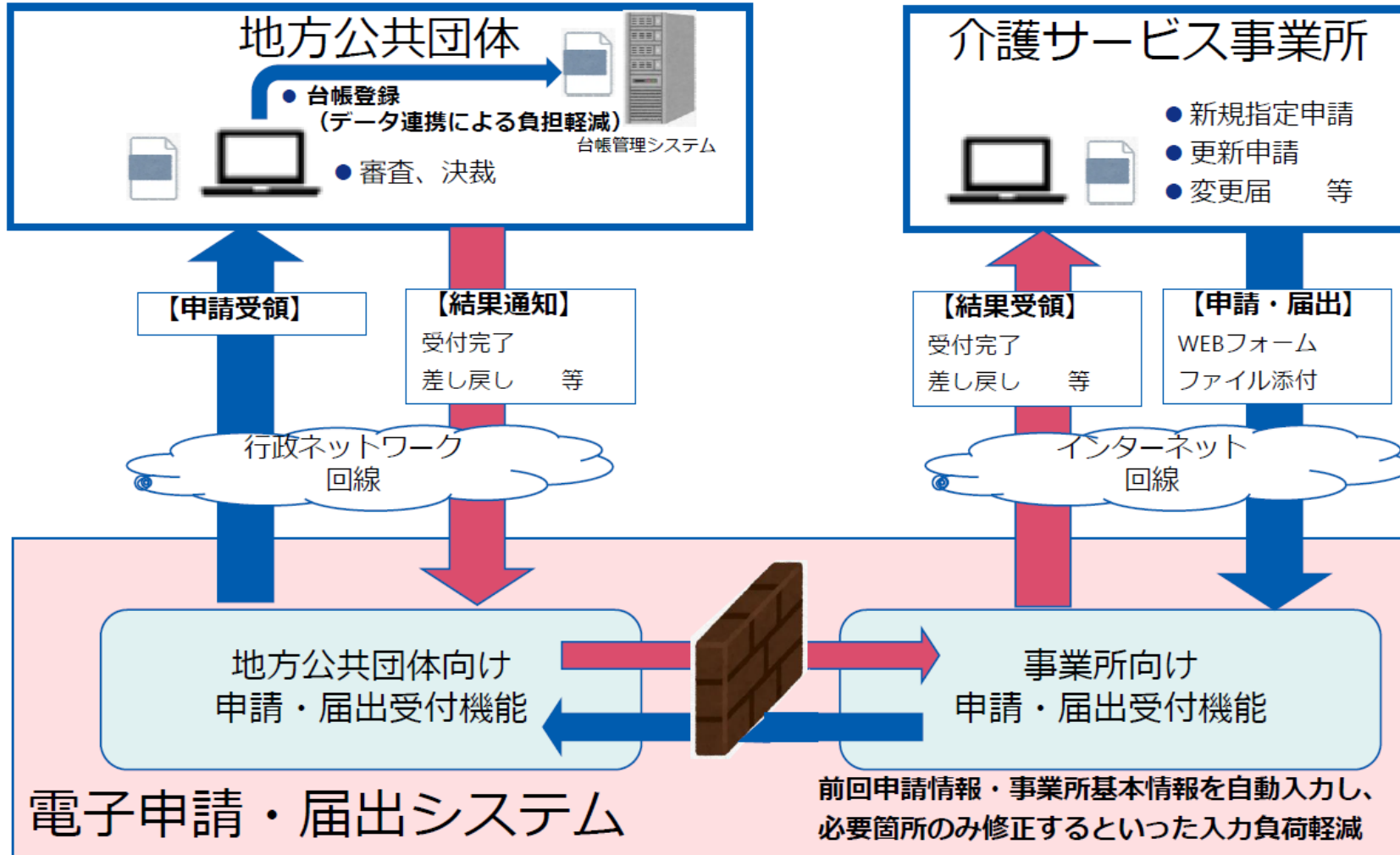


システム整備の背景

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすることで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること**」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、**介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、**令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしている。**

電子申請・届出システムについて

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

新規指定申請、変更届出、更新申請、加算に関する届出、他法制度に基づく申請届出などが、本システムによる電子申請・届出の対象範囲です。



袖ヶ浦市は**令和6年9月頃**に
電子申請・届出システムを
開始する予定です

そのため、令和6年9月頃から、指定に関する書類の提出方法として、
○窓口 ○郵送 ○メール ○電子申請・届出システム
から選択できるようになります。

電子申請・届出システム利用にあたり必要な準備①

○ デジタル庁の「gBiz ID」の取得

gBiz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

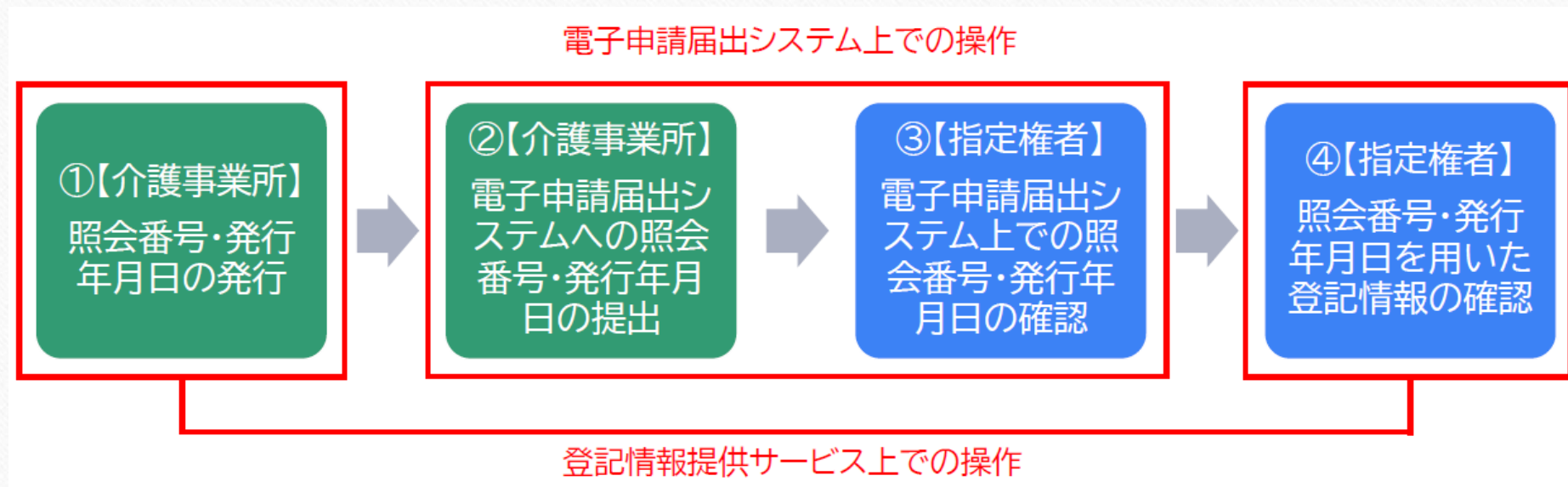
本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントを使用します。



電子申請・届出システム利用にあたり必要な準備②

○ 登記情報提供サービスの利用申込

電子申請・届出システムを通じて登記事項証明書の提出を要する申請届出を行い、証明書を電子上で提出したい場合に必要となります。



電子申請・届出システム利用にあたり
必要な準備に関する詳細は、開始時期が近づきましたら、
改めてご連絡いたします。



なぜです？

よくある質問



①指定更新の届出は、いつ提出したら良いですか？

- 届出は、指定有効期間満了日の1ヶ月前までに提出してください。
- 提出方法は、持参・郵送・メールのいずれかをお願いします。

指定更新のお知らせは、指定有効期間満了日の約2ヶ月前に介護保険課から事業所宛てに電話にてお伝えします。

運営法人等、事業所の職員以外の方が書類作成を担当している場合は、事業所から書類作成担当者へお伝えください。

指定の効力については、6年間の期限が設けられています。

指定日、又は、前回の指定更新日から6年間を経過する際に、

指定の更新を受けなければ、有効期間満了に伴い

指定の効力を失ってしまいますので、ご注意ください。

②変更の届出は、いつまでに提出したら良いですか？

- 変更が生じた日から **10日以内**に提出してください。
- 介護報酬に関する変更の場合は、
 - 月の15日までに届出の場合 → 届出の**翌月**から算定となります。
 - 月の16日以降に届出の場合 → 届出の**翌々月**から算定となります。
- 加算の取り下げ、職員の欠員による減算開始の場合は随時提出してください。

変更が生じる日よりも前に提出しても問題ありません。

履歴事項全部証明書（登記）の添付が必要な場合で、10日以内の提出が難しい場合は、事前に介護保険課にご連絡ください。

③変更した内容が変更届の項目にありません。 どうしたら良いですか？

- 変更届の項目にない変更は、届出の必要はありません。

変更届の項目一覧

①事業所の名称	⑦事業所の平面図
②事業所の所在地	⑧事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
③申請者の名称（法人）	⑨運営規程
④主たる事務所の所在地（法人）	⑩当該申請の事業に係る居宅介護サービス計画費又は 介護予防サービス計画費の請求に関する事項（加算・減算）
⑤代表者の職名、氏名、生年月日、 住所及び経歴（法人）	⑪介護支援専門員の氏名及び登録番号 （介護支援専門員の増減・勤務形態の変更）
⑥登記事項証明書又は条例等	

④介護報酬に関する変更の場合でも、変更届を提出する必要がありますか？

- 介護報酬のみ変更する場合は、変更届や付表の提出は不要です。
下記の書類を提出してください。
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 加算の変更に係る必要書類（必要に応じて）
- 同じ変更年月日に、介護報酬以外の変更も行う場合は、変更届の提出が必要です。

加算について

加算の算定を届出した後も、算定要件を満たし続けることが必要です。
算定要件の取組等を通じて、ケアの質の向上につながるよう心がけてください。

- **加算の算定要件を満たしていないのにも関わらず、加算を算定している**
- **減算の条件に該当するにも関わらず、減算を算定していない**

**行政処分の対象
となります！**

誤った内容で請求を行った場合は、再請求や過誤調整等に対応してください。

悪質と認められた場合は、行政処分になることもあります。

なお、人員欠如などの減算は、減算を算定していれば良いということではありません。

速やかに状況が改善されるように、対応してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出締切について

令和6年4月15日（月） を予定しています。

- ※ すでに旧様式でご提出いただいている場合、新様式での差し替えは不要です。
- ※ 国や県などから通知があった場合、締切が変わる可能性があります。変更となる場合は別途お知らせいたします。

お待ちしております



ご清聴ありがとうございました

